

第2章 事故情報の収集・活用に向けた調査

目次

農業・漁業分野における調査目的および効果	p.2
----------------------	-----

1. 農業

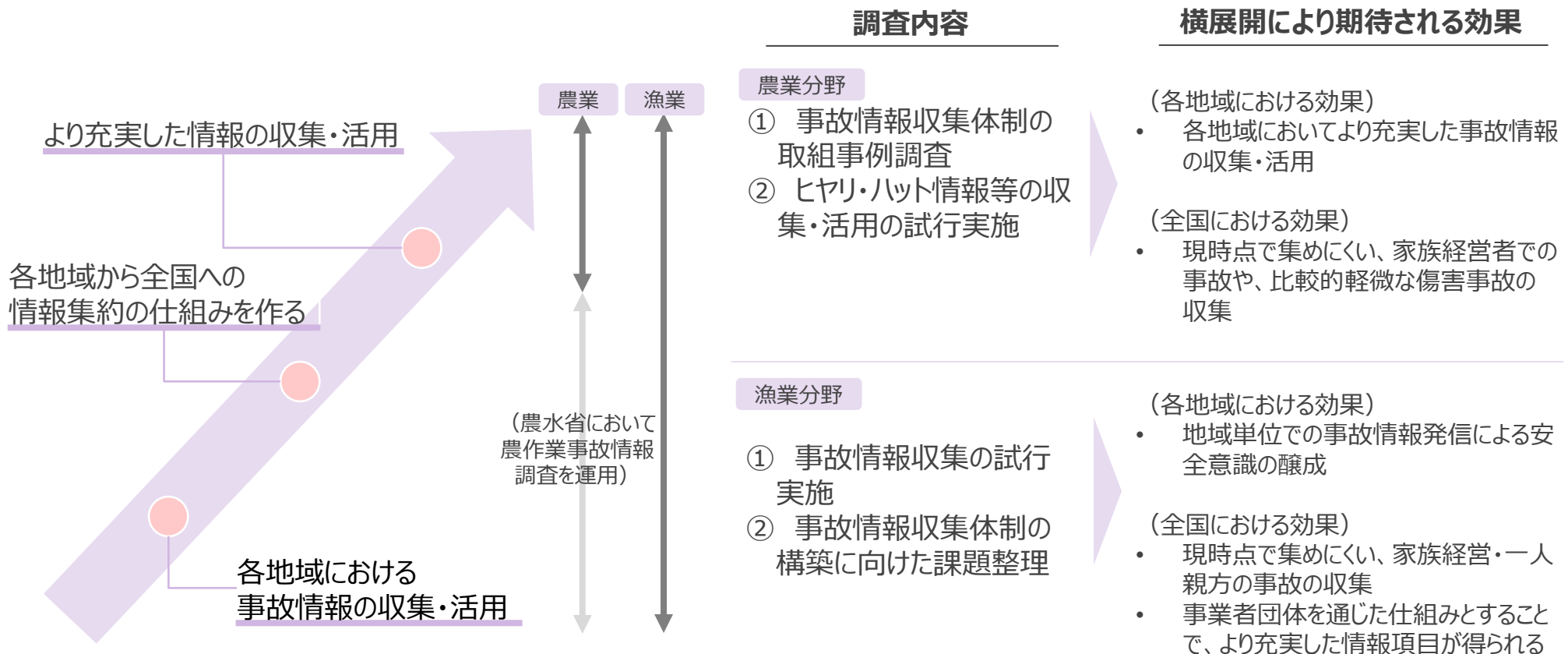
調査目的	p.4
1.1. 事故情報収集の取組事例調査	p.5
1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施	p.11
1.3. 今後の事故情報の収集・活用に向けた検討	p.23

2. 漁業

調査目的	p.25
2.1. 事故情報収集の試行実施	p.26
2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施	p.36
2.3. 今後の事故情報の収集・活用に向けた検討	p.44

農業・漁業分野における調査目的および効果

- 農業分野では、農作業事故情報調査¹が実施されているが、事故情報のより充実した活用に向け、地域における事故情報収集体制の事例調査を行うとともに、新たにヒヤリ・ハット事例等の収集をし、活用する取組を試行的に行った。
- 漁業分野では、新たに、家族経営・一人親方の事故情報についても全国的に集約する仕組みの構築に向け、事故情報収集の試行調査を行った。



¹ 農水省において、都道府県・農機具製造業者等を経由して収集する農作業事故情報の調査を指す。

1. 農業

調査目的

- 本調査の目的と具体的な実施事項は以下の通り。

現状

農業分野では、事故情報の収集は、農水省による都道府県・農機メーカー等を通じた情報収集が実施されているが、家族経営で比較的軽微な傷害事故については把握が難しい。また、各地域において事故情報の収集・活用状況は区々であり、より充実した事故情報の収集・活用が実践されることが望ましい。

本調査 における 試行 実施

目的

地域単位でのより充実した事故情報の収集・活用の体制構築に向け、地域における事故情報収集体制の事例調査を行うとともに、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、活用する取組を試行的に行い、事故情報の収集・活用の効果・課題を検討

具体的 実施事 項

以下 2 つの調査を実施した。

① 事故情報収集の取組事例調査

市・農業協同組合（JA）・農業共済組合が連携して事故情報の収集・活用を行っている 1 地域の事例を調査した。

② ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施

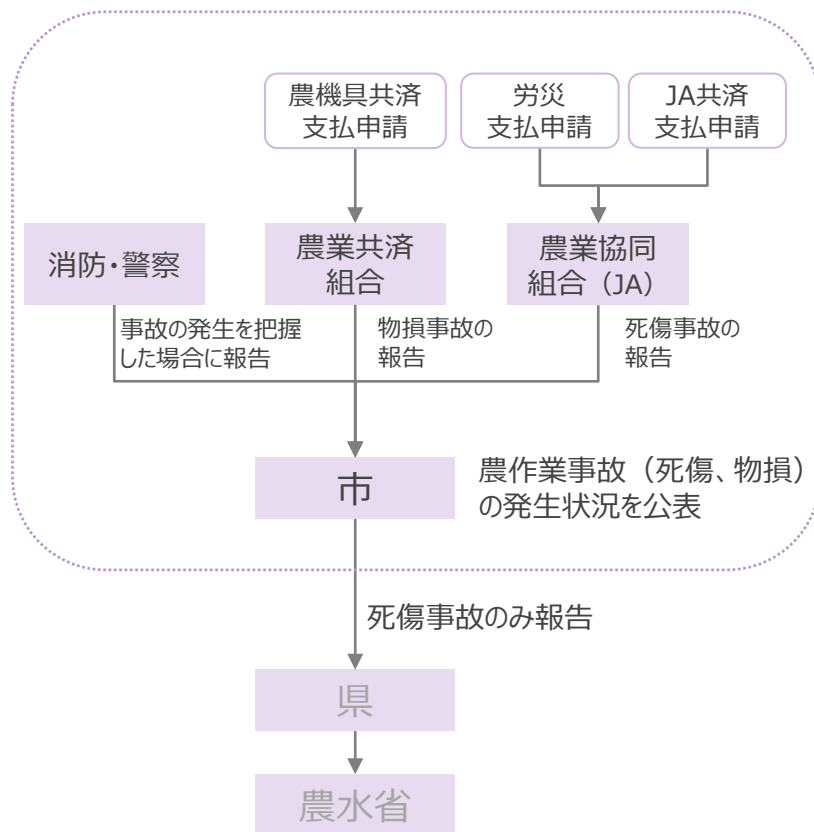
上記の農業協同組合（JA）に協力を依頼し、農業法人（1 地区、15 法人）を対象に、ヒヤリ・ハット情報や、事業者において講じている対策などの情報を収集し、組合員向けの情報発信に向けて活用する取組を試行的に実施した。

1.1. 事故情報収集の取組事例調査

事例概要

- 本調査の協力地域においては、市が農業協同組合や農業共済組合からも事故情報の報告を求めており、死傷事故に加え物損事故の情報の活用を行っている。

本事例調査の対象地域における情報収集体制



報告件数（R2年度）

物損事故の報告件数 : 406件
死傷事故の報告件数 : 13件

1.1. 事故情報収集の取組事例調査

労災・JA共済を通じた事故情報項目の把握状況

- 当該地域の農協では、R3年度より、労災・JA共済の支払申請が生じた際は、被災者へのヒアリングを実施し、農水省の農作業事故情報調査の項目に沿った事故情報の整理を行っている。
- R3年4月から10月においては、この仕組みで7件の事故を把握しており、整理できていた項目は次の通り。

農作業事故情報調査の項目	把握割合	（参考）支払申請書類への記入有無 ²	
		労災保険	JA共済
機械の情報			
機械・作業機の種類（メーカー名、型式名、製造年）	1/6 ¹ （メーカーのみ）	—	—
被災者属性			
年齢	7/7	○	○
健康状態・服装等	0/7	—	—
経験期間	0/7	—	—
性別	7/7	○	○
負傷等の程度	7/7	—	—
傷病名、傷病部位	7/7	○	—
事故発生状況の情報			
発生日時	7/7	○	○
発生場所（都道府県・市町村名）	7/7	○	○
当日の天候	7/7	—	○
前日の天候	0/7	—	—
具体的な発生場所	7/7	—	○
発生場所の状況	1/7	—	—
作目	7/7	—	—
行っていた作業	7/7	—	—
事故の経緯	7/7	○	○
事故の原因	7/7	○	○
（機械事故の場合）機械の状況（安全装置の有無等）	0/7	—	—

支払申請書類への記入が必要となる項目のほか、「負傷等の程度」「作目」「行っていた作業」などは、把握割合が高い。

「健康状態・服装等」「経験期間」「前日の天候」「機械の状況」などの項目は、把握割合が低い。

➡これらの項目は支払申請においては必ずしも必要とされていないことから、把握をすすめるには、追加的な聞き取りを実施する必要がある。

¹ 機械の使用を伴わない事故1件を除いている。

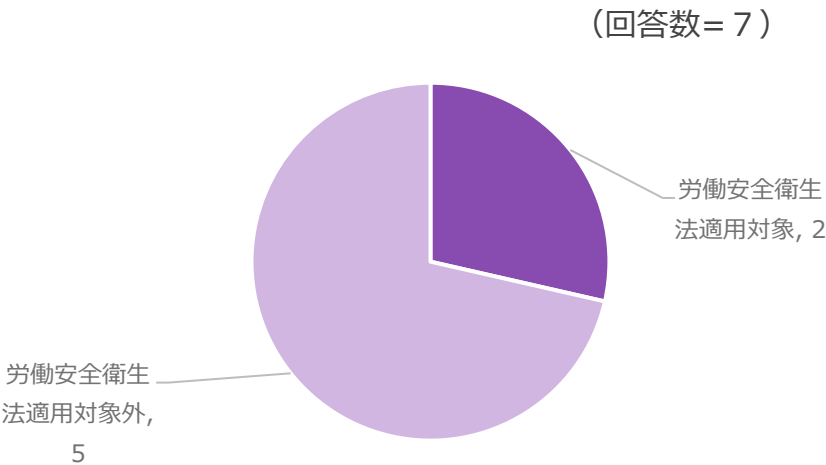
² 労災保険については、「療養補償給付たる療養の給付請求書 業務災害用（様式第5号）」をベースに整理した。またJA共済については、全国共済農業協同組合連合会の定める「生命・共済傷害事故状況報告書」等をベースにJAへのヒアリングを行い整理した。

1.1. 事故情報収集の取組事例調査

労働安全衛生法適用対象外の事業者の割合等

- 労災・JA共済の支払申請書類等から把握した7件の事故について、被災者が労働安全衛生法適用対象であるかを確認したところ、7件中5件が適用対象外（家族経営等）の事故であった。
- 厚労省の死傷病報告等では把握できない情報を把握する情報源になり得ると考えられる。

労働安全衛生法適用対象外の事業者の割合



(事故の概要)

#	年齢	性別	事故の重さ	事故の概要	労働安全衛生法適用対象 ¹
1	65	男性	軽傷 (全治30日未満)	水田脇の雑木をチェーンソーで伐採中、チェーンソーの刃が跳ね返り（キックバック）、チェーンソーの刃が額に当たり出血した。一緒にいた作業員が救急車を呼び搬送された。	○
2	41	男性	軽傷 (全治30日未満)	播種作業中、苗箱を供給する際、ベルトコンベアーとスプロケットの間に左手人差指が巻き込まれ、骨折した。作業者の車で病院を受診した。	
3	64	女性	軽傷 (全治30日未満)	畦畔の草刈作業中、草刈機の刃が石にあたり刃が跳ね返り、左足親指に接触し、長靴を貫通し切創した。救急車で労災病院へ搬送された。	
4	71	男性	軽傷 (全治30日未満)	トラクターの前に付ける肥料散布機を取り外し、キャスター付きの専用台車に載せ運ぶ際に、台車から散布機が外れて落ち、右足薬指にあたり骨折した。自力で近くの診療所を受診した。	
5	35	女性	軽傷 (全治30日未満)	噴霧器で除草剤を散布中に、左足腿を蜂に刺された。	
6	59	男性	重症 (全治30日以上)	大豆の培土作業終了後、農道に上がる時に、乗用管理機が横転し、作業機と管理機の間に挟まれた。	○
7	51	男性	軽傷 (全治30日未満)	稲刈の稲運搬作業中、コンテナをホイストで吊り上げる際、コンテナのフックとホイストのロープの間に左手親指が挟まり切創・骨折した。	

¹ 調査協力農協による補足情報

1.1. 事故情報収集の取組事例調査 農機具共済を通じた事故情報項目の把握状況

- 農業共済組合においては、農機具共済の支払申請を通じて物損事故の把握を行っている。
- 農水省の農作業事故調査の項目と比較すると、負傷者情報の整理には向かない一方、農機情報（メーカー、型式、製造年）があることが利点であり、他のデータベースと組み合わせて利用する場合であれば、追加的な情報を整理できるため、活用可能性が高い。

農作業事故情報調査の項目	農機具共済支払に関し 把握が可能な項目 ¹		備考
機械の情報			
機械・作業機の種類	○	※メーカー、型式、製造年	
負傷者の情報			
年齢	○		
健康状態・服装等	－		
経験期間	－		
性別	○		
負傷等の程度	△	※事故経緯の確認のなかで報告書内に記載がある場合があるが、システム上の抽出・集計が困難。	
傷病名、傷病部位	△		
事故発生状況の情報			
発生日時	○		
発生場所（都道府県・市町村名）	○		
当日の天候	△		
前日の天候	△		
具体的な発生場所	○		
発生場所の状況	△		
作目	△		
行っていた作業	○		
事故の経緯	○		
事故の原因	○		
（機械事故の場合）機械の状況（安全装置の有無等）	△		

¹ 農業共済組合へのヒアリングを通じて整理した。

○:現状、物損事故として市への報告を実施している項目 △:現時点で把握できていない場合がある／とりまとめにあたり課題のある項目

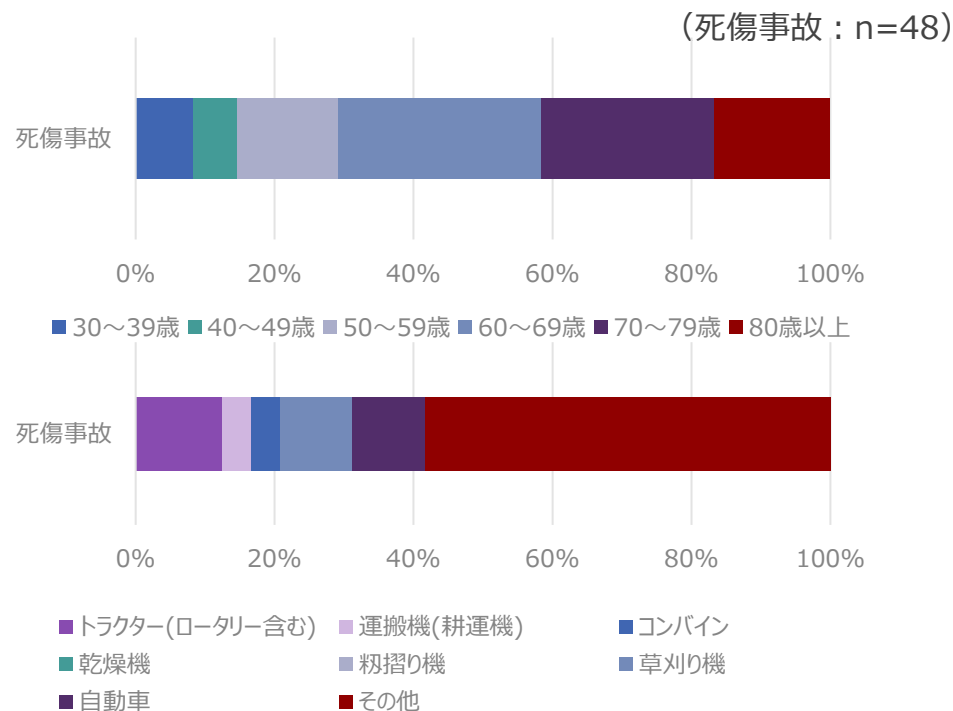
1.1. 事故情報収集の取組事例調査

参考 把握した死傷事故・物損事故の活用

- 市において、死傷事故、物損事故の集計を行い、情報発信・注意喚起に活用している。

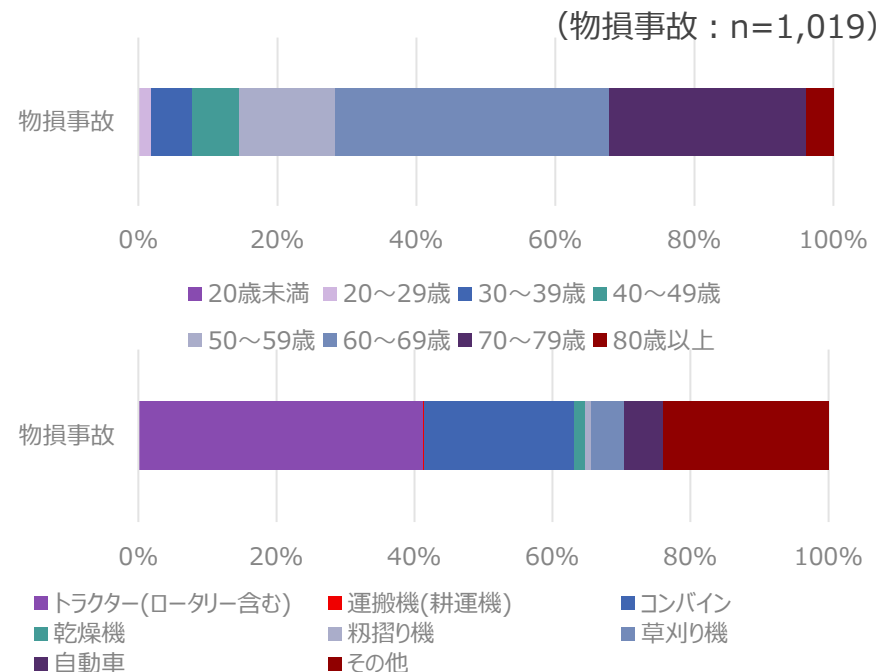
年齢別・農機具別 死傷事故数（H30-R2年度）

- ・ 年齢別にみると、70歳代、80歳代で約4割を占める。
- ・ 農機具別にみると、「その他」が多くを占め、トラクター、草刈機、乗用車がそれぞれ約1割となっている。



年齢別・農機具別 物損事故（H30-R2年度）

- ・ 年齢別にみると、60歳代が最も多く4割を占める。
- ・ 農機具別にみると、トラクターで4割、コンバインで2割となっている。



※母集団が異なるため死傷事故と物損事故の比較はできないことに留意が必要。

出典：調査協力市

1.1. 事故情報収集の取組事例調査 効果および課題

- 農業協同組合（労災やJA共済）や農業共済組合（農機具共済）と連携した事故情報の収集体制について、以下の効果や課題が確認できた。

効果

1 労災・JA共済の活用により、家族経営の事故の把握が進む

- ・ 家族経営の事業者による事故など、厚労省死傷病報告では把握が難しい事故についても収集が可能（R3年度において、7件中5件が該当）

2 農機具共済を活用した物損事故情報の活用可能性

- ・ 申請件数が多いため、他のデータベースでは把握できない死傷事故を稀に把握できる可能性はあるものの、農機具共済のみでは、死傷事故情報を体系的に整理することは困難。労災・JA共済の支払申請からは把握しづらい農機情報等が活用できる点が利点であり、他のデータベースとの組み合わせでの利用であれば、活用の可能性が高い。
- ・ 物損事故となりやすい事案を分析し、死傷事故につながる潜在リスクを把握するなど、新たな活用方法もあり得る。

例）農機製造年別の分析や、各地域における事故多発個所のマッピングなど

課題

1 労災・JA共済からは、一部の情報項目は把握しづらい

- ・ 経験年数や農機情報、事故発生場所の状況などは、労災や共済の支払申請に関する事務としては必要がないため、情報を集めづらい

2 地域により加入率に差がある

- ・ 加入率が高い地域でないと、把握できる情報が限定される

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 調査概要

- 先の調査と同じ地域において、農協を通じ、管内の農業法人に対し、直近2年間における事故やヒヤリ・ハットの情報収集を行った。

調査目的	より充実した事故情報の収集・活用として、死傷事故のほか物損事故やヒヤリハット事例も報告対象に加え、事業者から情報収集し、どのような活用ができるか効果・課題を検討
対象者	管内 1 地区の農業法人15法人

事案の分類について

提供のあった事故やヒヤリ・ハットについて、以下の基準により「死傷事故」「物損事故」「ヒヤリ・ハット」の3つに区分し集計した。

死傷事故	人の死傷事故 (不休災害など軽微なものも含む)
物損事故	物損のみの事故
ヒヤリ・ハット	人にも物にも被害が生じていない事案

回答のあった事案の数

15法人のうち12法人より回答が得られた。
回答のあった事案の件数は以下の通り。

農業 法人 #	事案の件数			
	死傷事故	物損事故	ヒヤリ・ハット	計
1	0	1	0	1
2	0	1	0	1
3	1	1	1	3
4	1	0	4	5
5	0	0	1	1
6	0	3	3	6
7	1	2	0	3
8	0	1	0	1
9	1	0	0	1
10	1	0	1	2
11	1	0	0	1
12	2	0	1	3
計	8	9	11	28

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 調査項目

項目		死傷事故	物損事故/ ヒヤリ・ハット	(記入方法)	
事 案 の 状 況	年齢	○	○	選択式	①10・20代、②30代、③40代、④50代、⑤60代、⑥70代、⑦80代以上
	性別	○	○	選択式	①男性 ②女性
	農業経験年数	○	○	選択式	①3年未満、②3-10年、③10-20年、④20-30年、⑤30-40年、⑥40年以上
	発生時期（年・月）	○	○	記述式	(自由記入)
	発生場所	○	○	選択式	①圃場、②圃場畦畔、③農道、④公道、⑤作業小屋等、⑥畜舎、⑦ハウス、その他
	発生時の作業品目	○	○	記述式	(自由記入)
	何をしているとき（作業内容）	○	○	記述式	(自由記入)
	どのような事故が起きたか	○	○	記述式	(自由記入)
	発生理由やきっかけ	○	○	記述式	(自由記入)
	安全装備などの装着状況	○ ¹		記述式	(自由記入) ※機械の安全装置（安全カバーやシートベルトなど）や、安全装備をつけていたかについてご記入ください。
	休業日数	○ ¹		選択式	①不休災害、②1-3日休業災害、③4-10日休業災害、④10-29日休業災害、⑤30日以上休業災害、⑥死亡事故
発 生 後 の 対 応	記入いただいた事案が今後起きないようにするために気を付けていることがあればご教示ください。	○ ¹	○ ¹	記述式	(自由記入)
	この事故について、保険や共済の申請を行いましたか。	○ ¹		選択式	(複数選択可) ①労災申請を行った、②JA共済申請を行った、③農業共済（農機具共済）申請を行った、④その他民間の保険会社等に申請を行った、⑤その他、⑥特に申請は行っていない

¹ 調査協力農協においては、現状も労災・共済支払申請をもとにした死傷事故の把握を行っているが、本アンケートにおいては追加項目として安全装備などの装着状況、事業者における対策、補償措置の状況の把握を行うとともに、休業日数については、従来よりも項目を細分化した把握を行った。

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施

参考 調査協力法人の概要

■ 回答のあった12法人の概要は以下の通り。

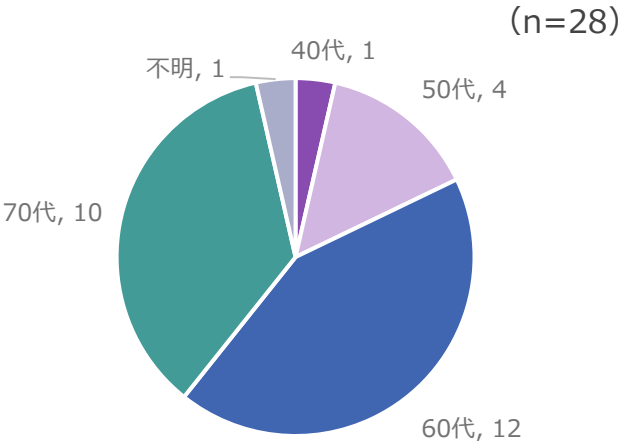
農業 法人#	法人形態	経営面積（ha）	品目	雇用の状況		
				臨時雇用	常時雇用	常時雇用人数
1	株式会社	100ha以上	水稻、園芸	有	有	5人以上10人未満
2	農事組合法人	50ha以上100ha未満	水稻、大豆、園芸	有	有	5人未満
3	農事組合法人	50ha以上100ha未満	水稻、たまねぎ	有	有	5人未満
4	農事組合法人	50ha以上100ha未満	水稻、大豆	有	有	5人未満
5	農事組合法人	50ha以上100ha未満	水稻、大豆	有	無	－
6	農事組合法人	50ha以上100ha未満	水稻、園芸	有	有	5人未満
7	農事組合法人	30ha以上50ha未満	水稻	有	無	－
8	農事組合法人	30ha以上50ha未満	水稻、大豆	有	有	5人以上10人未満
9	農事組合法人	10ha以上30ha未満	水稻、大豆	有	無	－
10	農事組合法人	10ha以上30ha未満	水稻	有	無	－
11	農事組合法人	10ha以上30ha未満	水稻	有	無	－
12	農事組合法人	10ha以上30ha未満	水稻、そば	有	無	－

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施

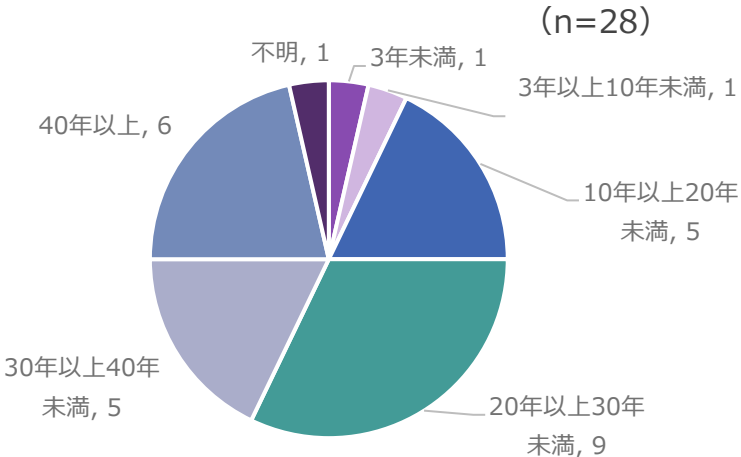
収集した事故等の基礎情報（1/2）

- 性別については全員男性であった。また年齢は60代～70代で約8割を占めた。
- 経験年数別には、20年以上の経験を有する作業者が約7割であった。

年齢別



経験年数別



(死傷事故、物損事故、ヒヤリ・ハット別件数)

	死傷事故	物損事故	ヒヤリ・ハット	計
40代			1	1
50代	2	1	1	4
60代	2	4	6	12
70代	4	4	2	10
不明			1	1

(死傷事故、物損事故、ヒヤリ・ハット別件数)

	死傷事故	物損事故	ヒヤリ・ハット	計
3年未満			1	1
3年以上10年未満	1			1
10年以上20年未満	2	2	1	5
20年以上30年未満	1	3	5	9
30年以上40年未満	2	1	2	5
40年以上	2	3	1	6
不明			1	1

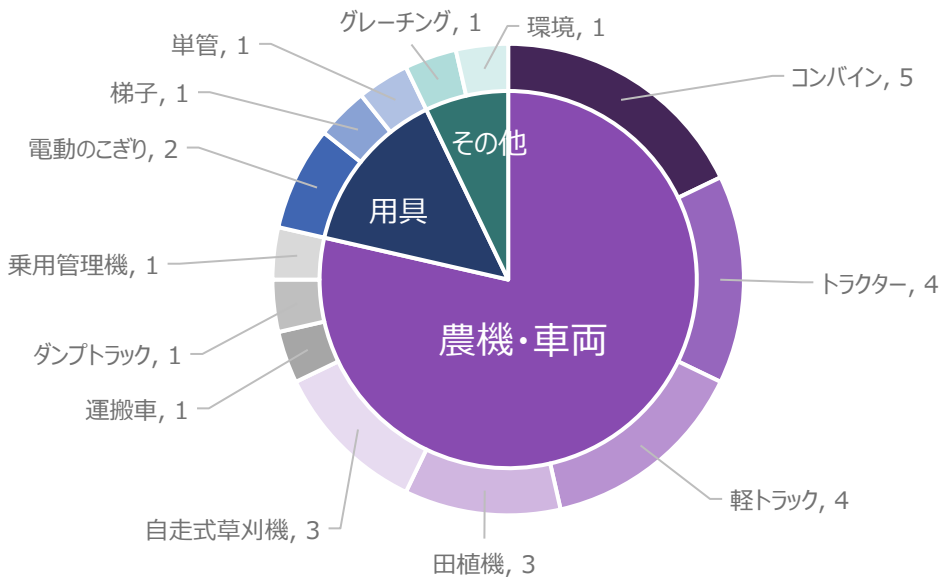
1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施

収集した事故等の基礎情報（2/2）

- 起因物ごとにみると、乗用型農機や自走式草刈機、軽トラックなどの農機・車両による事案が多い点は全国的な農作業事故の発生傾向と一致している。トラクターに加え、コンバインや軽トラックでも多くの件数が報告された。

起因物別

(n=28)



(死傷事故、物損事故、ヒヤリ・ハット別件数)

		死傷事故	物損事故	ヒヤリ・ハット	計
農機・車両	コンバイン		2	3	5
	トラクター		3	1	4
	軽トラック	1	1	2	4
	田植機	1	1	1	3
	自走式草刈機	1		2	3
	運搬車		1		1
	ダンプトラック		1		1
	管理機・培土機	1			1
用具	電動のこぎり	2			2
	梯子	1			1
	単管			1	1
その他	グレーチング	1			1
	環境			1	1

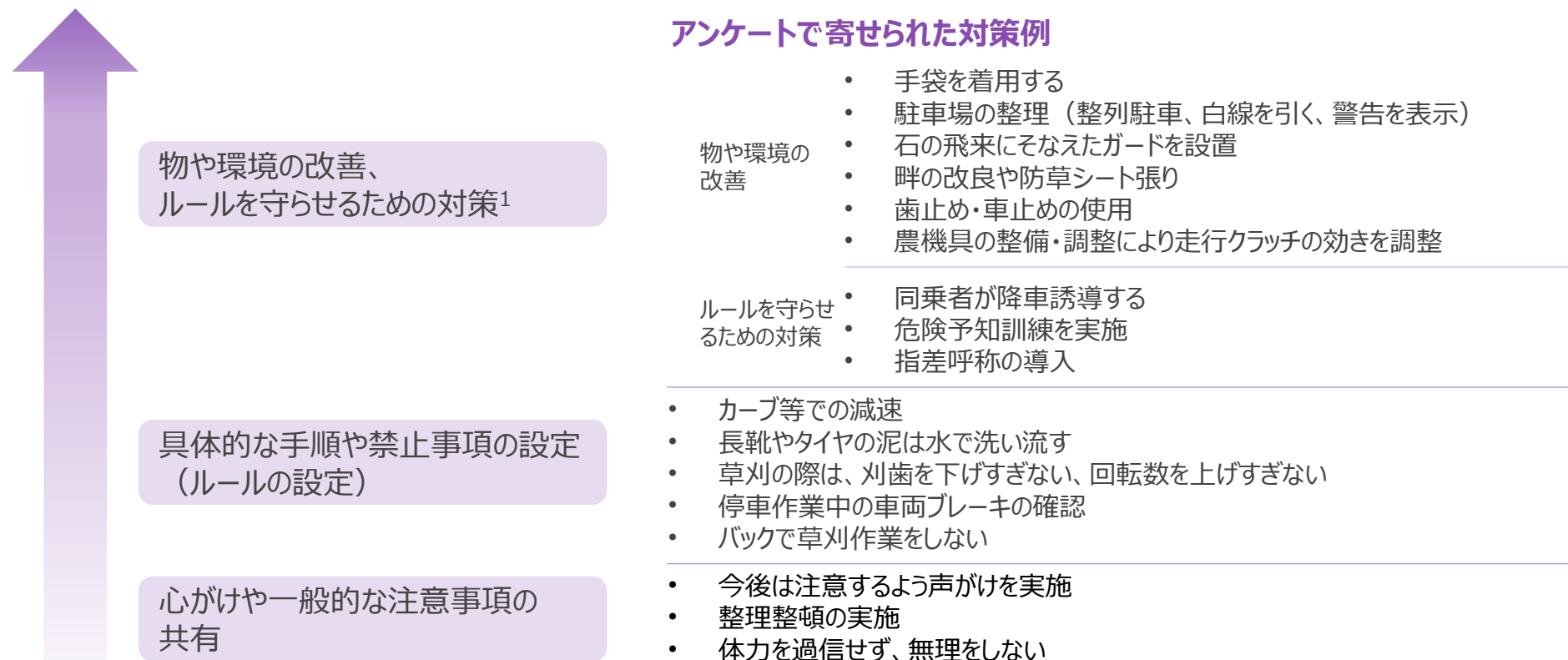
1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 死傷事故における追加情報（安全装備の着用状況等）

- 安全装備については、少なくとも4件の事故において着用されていなかった。そのうち、事故後において安全装備の着用による対策を講じた事例は1事例にとどまっている。
- 30日以上休業などの重大事故もみられており、対策として安全装備の着用を強化していく必要がある。
- なお、補償措置が取られていないことが課題となっている事例はなかった。

休業日数	事故の概要	安全装備の着用状況	その後講じている対策
30日以上休業	軽トラック荷台の上で肥料を撒く準備をしていて、足が荷台にとられて荷台から後ろ向きに転落しアスファルトに骨盤を強打した	（無記入）	荷台の片づけや整頓の徹底を喚起する
	培土機を装着した乗用型管理機が畦畔を乗り越える際に反転し、外れた培土機と管理機に挟まれた	シートベルトをしていなかった （ヘルメットは着用していた）	圃場への侵入、退出時は専用の通路を使用し、農道、畦畔への乗上げは厳禁とする
10-29日休業	圃場畦畔の草刈作業中、石に自走式草刈機が当たり、圃場畦畔から機械が滑り、作業者も一緒に転落した	（無記入）	急で長い斜面では、自走式草刈機は使用しない
1-3日休業	育苗ハウスを建てるため電動のこぎりで栈木を切断中、手を切った	手袋をしていなかった	注意喚起の実施 手袋の着用
	作業所 2 階から除草剤散布機を卸そうと鉄製梯子をかけ、降りる際に梯子の足が滑りバランスを崩し転落。後頭部を地面に強打した	ヘルメットをしていなかった	
不休	道路の側道にある用水の取入れ口にふたをしてあるグレーチングを開け、土のうを取ろうとしたときにグレーチングが倒れ、手の甲に当たり、皮膚が削られた	手袋をしていなかった	グレーチングは鉄製でかなりの重量があるため、立てたままにせず横にして作業を行う
	育苗プールの木枠を電動のこぎりで切断中、手の指を切った	（無記入）	

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 対策の傾向

- 事業者が講じている対策は区々であったが、大きく分類して①心がけや一般的な注意事項の共有、②具体的な手順や禁止事項の設定（ルールの設定）、③物や環境の改善、ルールを守らせるための対策、の3種類に分類できた。
- 発生頻度の高いものや重大事故に発展しかねないものについては、より具体性のある対策や、作業者のミスを防ぎルールを守らせる対策として、②や③などの対策を検討していくことが重要と考えられる。



¹ ここでは、複数人作業や、単独作業においても指差呼称を活用するなどのダブルチェックの実施、危険予知能力を高めさせる、ルール等の可視化などの取組を想定して分類した。

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 特に注意喚起すべき事例の紹介（1/4）

- 死傷事故、物損事故、ヒヤリ・ハットの計28件のうち、発生頻度の高いものや、重大事故につながりかねないものとして、特に注意喚起すべきパターンが4種類みられた。なお、この4種類で18件(64%)を占めている。

1 後方・左右不確認によるもの（28件中7件）

…発生頻度が高く、物損事故として、また人の死傷を伴う事故の予備軍としても、注意喚起が必要と考えられる。

事案の概要

事業者にて講じている対策

物 損 事 故	1	圃場に向かうため軽トラックをバックさせた際、コンテナを積んでいたため見えにくく、駐車していた他の車に接触した	同乗者に降車誘導させる 作業車以外は整列して駐車
	2	一圃場中を2台のコンバインで作業中、直進車の側面にバックで1台衝突した	バックするときは後方・左右をよく確認する
	3	トラクターをバックで格納する際、キャビンドアが開き、格納庫柱に当たり破損した	格納時は、特にドア後ろ、左右を確認する
	4	田植機後部を路側の標識支柱にぶつけた	
	5	運搬車を運転して移動する際、駐車場において境界杭と接触した	危険物に警告表示 駐車位置に白線表示
ヒ ヤ リ ・ ハ ッ ト	6	自走式草刈機で畔の上をバックで草刈作業中、草で隠れていた排水溝のコンクリートに刃が当たり、バランスをくずして機械を用水路に落とした	バックでの作業はなるべく行わない スピードを落とし、よく確認しながら作業する
	7	育苗箱を圃場に配達し終え、バックで走行中、路肩をずり落ち軽トラックが横転した	バックするときは、後方をよく確認する

物や環境の改善、
ルールを守らせるための対策

- （物や環境の改善）
- ・ 駐車場では、警告の設置や、白線等による駐車区分の明確化
 - ・ バックブザーの取り付け
- （ルールを守らせるための対策）
- ・ 誘導者の設置
 - ・ 圃場内での複数台作業では、声掛けや合図を定めて実施

赤字…「物や環境の改善、ルールを守らせるための対策」に該当するもの

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 特に注意喚起すべき事例の紹介（2/4）

2 停車中の車両の滑り（28件中3件）

…影響度の高い（重大事故につながりかねない）事案であり、特に粃の移積中（2件）や、農機運搬（1件）で発生している。

事案の概要

事業者にて講じている対策

物 損 事 故	1	圃場乗り入れで軽トラックのコンテナに刈取粃を排出中、コンバインのブレーキが甘かったため、コンバインが後退し、軽トラに衝突した	粃搬出するときは、コンバインのブレーキは必ずかけ、動いていないかよく確認してから作業する
	2	進入路でコンバインから2トンダンプトラックに粃を移積中、ダンプトラックのサイドブレーキが甘かったため後退し、コンバインに接触した	—
ヒ ヤ リ ・ ハ ッ ト	3	トレーラーにトラクタを積載・運搬中、緩い上り坂でエンストを起こした際、トラクターがトレーラーからずり落ちた	トレーラーに歯止めを2箇所（前タイヤ後、後ろタイヤ後）設置

物や環境の改善、
ルールを守らせるための対策

（物や環境の改善）
• 歯止め、車止めの使用

（ルールを守らせるための対策）
• 作業する場所の傾斜有無をあらかじめ確認し、危険個所として可視化
• 駐車ブレーキや車止めの使用について、複数人でのチェックや指差呼称を実施
• 農機運搬の際は、出発前に複数人でのチェックや指差呼称を実施

赤字…「物や環境の改善、ルールを守らせるための対策」に該当するもの

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 特に注意喚起すべき事例の紹介（3/4）

3 機械の巻き込まれや転倒事故につながるもの（28件中5件）

…機械の巻き込まれや機械の転倒といった、典型的な重大事故につながりかねない事案が、経験年数の高い作業員でも多数発生しており、基本的な作業手順についてミスを防ぐ対策が必要である。

事案の概要		事業者にて講じている対策	(参考) 経験年数
死傷事故	1 培土機を装着した乗用型管理機が畦畔を乗り越える際に反転し、外れた培土機と管理機に挟まれた	圃場への侵入、退出時は専用の通路を使用し、農道・畦畔への乗上げは厳禁とする	30年以上 40年未満
	2 農道でカーブを曲がるときに勢いづいて振り落とされそうになった	交差点やカーブを通過するときは減速すること、機械の特性を理解し慎重に運転することを共有した メーカーによって走行クラッチの効き方が違っていることから、 農機具店に調整を依頼した	20年以上 30年未満
ヒヤリ・ハット	3 刈取作業中、豆がらが詰まり刈取部が停止したため、直接排除しようとしていたところ、突然刈取部が動き出した	重大ヒヤリ・ハットとして、運転席から離れて作業する際は必ずエンジンを停止しなければならない旨を共有した	30年以上 40年未満
	4 田植中、後輪が深みにはまり、前輪部分が上がって転倒しそうになった	圃場の状況を皆で共有し、事前に話し合った 深みにはまったら、無理をしないで協力者の応援を要請することとした	20年以上 30年未満
	5 育苗箱を圃場に配達し終わりバックで走行中、路肩をずり落ち軽トラックが横転した	バックするときは、後方をよく確認する	20年以上 30年未満

物や環境の改善、
ルールを守らせるための対策

(物や環境の改善)
・ 車両の整備・点検

(ルールを守らせるための対策)
・ 畦畔からの乗上げをしがちな場所やカーブなどを危険個所として特定・可視化する
・ 運転席から離席する際のエンジン停止確認について、指差呼称を導入

赤字…「物や環境の改善、ルールを守らせるための対策」に該当するもの

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 特に注意喚起すべき事例の紹介（4/4）

4 草刈中のもの（28件中5件）

…草刈中の事案は発生頻度が高く、改めての注意喚起が必要と考えられる。
経験年数が3年未満の作業者による事案もみられ、経験が浅い作業者に作業させる場合の注意喚起も重要と考えられる。

事案の概要		事業者にて講じている対策	(参考) 経験年数
死傷事故	1 石に自走式草刈機が当たり、圃場の畦畔から滑り落ち、作業者も一緒に転落した	急で長い斜面では、自走式草刈機は使用しない	3年以上 10年未満
物損事故	2 トラクターで草刈作業中、雑草を短く刈り払おうと本機を下げすぎ、石が飛散し、トラクターのバックミラーが破損した	農道上は砂利も多いため、刈取部分をギリギリまで下げないで作業するとともに、回転数と速度についても抑えて草刈作業を実施	10年以上 20年未満
	3 トラクターで草刈作業時、石が飛びトラクターの左側ドアガラスが割れた	トラクターの後部に透明の強化プラスチック製のフェイスガードを設置した	40年以上
ヒヤリ・ハット	4 自走式草刈機にて畦畔の草刈作業中、足が滑り下の田に落ちた	足元の悪い状況での草刈作業の危険性は皆が認識しているが、 危険予知、指差呼称 を行うなどで安全を確認することとした別途、 危険な畔の改良や防草シート張り に取り組んでいる	20年以上 30年未満
	5 自走式草刈機で畦畔をバックで草刈作業中、排水溝のコンクリートに当たりバランスをくずし機械を用水路に落とした	バック刈りはなるべくやらない スピードを落とし、よく確認し作業する	3年未満

物や環境の改善、
ルールを守らせるための対策

- (物や環境の改善)
- 危険個所の改善、防草シートの活用
 - トラクターに安全ガードの設置
 - フェイスガード、安全靴、脛あてなどの安全装備の装着

- (ルールを守らせるための対策)
- 急で長い斜面などの危険個所を事前に特定・可視化する
 - 草刈作業前の危険予知活動や作業前の指差呼称の実施
 - 刈払機の安全衛生教育の受講

赤字…「物や環境の改善、ルールを守らせるための対策」に該当するもの

1.2. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の試行実施 効果および課題

- ヒヤリ・ハット等の収集・活用の試行実施を通じ、効果・課題として考えられる点は以下の通り。
- なお、これらのヒヤリ・ハット情報等については、本調査に協力してもらった農協において、実際に農作業安全研修会等において活用予定となっている。

効果

1 収集項目の充実による更なる対策検討

- (安全装備、経験年数等の収集)
- 安全装備の着用状況や経験年数等を集めることにより、より充実した対策検討が可能となった。
- (事業者における対策の収集)
- 事故後の対策について事業者によってレベル感や具体性に差がみられており、そのようなばらつきも念頭においたより実効性の高い対策例の事業者間共有が可能となった。

2 潜在リスクの可視化

- 物損事故の発生件数を把握することで、後方・左右不確認による物損事故のリスクが明らかになるなど、死傷事故の発生件数のみからでは判明しづらい事故リスクが明らかになった。

課題

1 追加的な情報収集が必要

- アンケート等により追加的な情報収集に取り組む必要がある。
- 当分は、ヒヤリ・ハット事例を整理しているなど、安全意識が比較的高い農業法人などの協力が中心となる可能性

1.3. 今後の事故情報の収集・活用に向けた検討

- 本調査で試行した、労災・共済申請の情報整理やヒヤリ・ハット事例の収集によって期待される効果と、他地域への展開等において課題となる事項は次の通り。

①各地域においてより多くの事故を把握する

(取組例)	期待される効果	検討課題
事業者団体と連携し、労災やJA共済などを活用した事故情報の収集	従来把握しづかった家族経営の事業者の事故や、軽微な死傷事故などが効率的に把握できる	- 農機情報や経験年数等、一部の項目は把握しづらい - 地域により、加入率が低く、情報量が限定的になる可能性

②各地域において収集する項目や事故の範囲を拡充する

安全装備の装着状況や経験年数など、追加項目の収集	より踏み込んだ対策の実践支援が可能となる	労災等の支払申請時に追加的にヒアリングを行う、新たに農業者にアンケートを行うなどに取り組む必要がある
物損事故やヒヤリ・ハット等も含めた収集・活用	物損事故となりやすい事案や、発生頻度の高いヒヤリ・ハットなど、死傷事故情報からは見えづらい潜在リスクの可視化が可能となる	農機具共済データの試行的活用の検討や、新たに農業者にアンケートを行うなどに取り組む必要がある

2. 漁業

調査目的

- 事故情報収集の試行実施に関する目的と具体的実施事項は以下の通り。

現状

漁業分野では、家族経営・一人親方の事業者については、事故発生時の報告制度がなく、運輸安全委員会にて把握する事故（海上保安庁等への通報を伴う事故など）を除き、事故の把握が困難となっている。

目的

家族経営・一人親方の事故情報収集の強化に向け、漁業協同組合等で収集した事故情報を基に事故の把握を試行的に実施し、今後の事故情報収集・活用の強化に向けた支援策を検討

本調査 における試行 実施

具体的 実施事 項

以下 2 つの調査を実施した。

① 事故情報収集の試行実施

労災保険等の加入率が高い漁業協同組合 1 組合に協力を依頼し、労災保険やJF共済の支払申請関連書類を通じた事故情報の把握・分析を試行的に実施した。

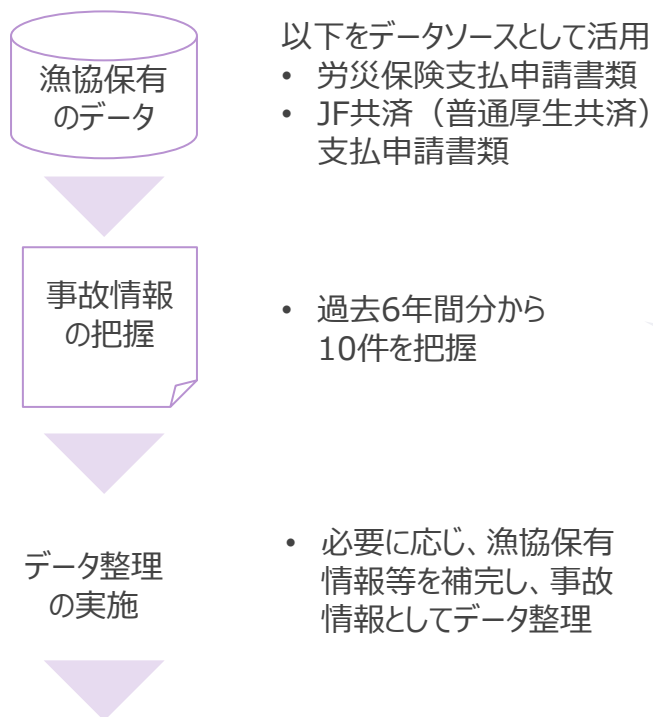
② その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

労災保険等を契機とした把握は、地域により加入率などが課題となりうることから、その他の手段による事故情報としてどのような手法がありうるかを検討するため、漁業協同組合（1 組合）の支所・営業所（7 地域）について、各地域 1 名の職員（計 7 名）へのアンケート調査を実施した。

2.1. 事故情報収集の試行実施 実施手法

- 事故情報収集の実施方法については、以下のとおり。

事故情報収集の方法



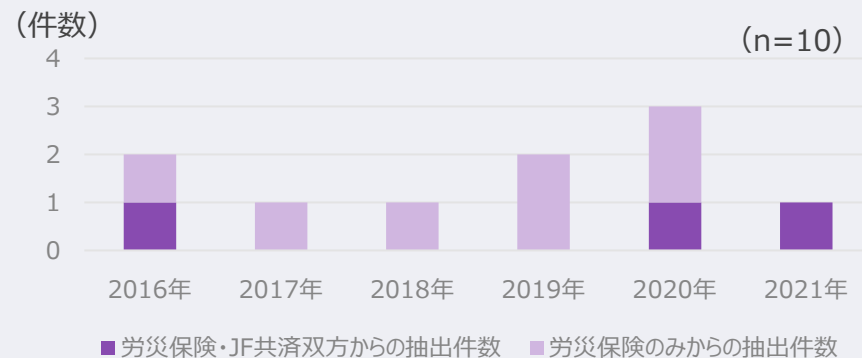
- ①集計、傾向の把握、組合員向け啓発資料の作成
- ②労災保険、JF共済からの事故情報の把握の効果・課題を整理

調査協力漁協の概要

正組合員数：59名
准組合員数：8名
労災保険加入者数：30名（令和4年1月時点）

本調査にて把握した事故10件のデータソース

- ・ JF共済からのみ把握された事故はなかった。



2.1. 事故情報収集の試行実施 事故情報の整理について

- 労災・JF共済の支払申請書類のみでは整理できる項目に限られることから、調査協力漁協からの情報を一部補足し、以下に沿って事故情報の整理を行った。

項目		内容（記述式/選択式） ¹
発生日時		
負傷・発病年月日	記述式	令和X年X月X日
負傷・発病時刻	記述式	午前・午後X時頃
事業者情報（被雇用者の場合）		
事業者名	記述式	（自由記述）
事業者の雇用人数	記述式	X名
被災者属性		
性別	選択式	男性、女性
年齢	選択式	10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代以上
事故の概要		
休業日数	選択式	死亡・行方不明、永久全労働不能、永久一部労働不能、休業3か月以上、休業1か月以上、休業8日以上、休業4日以上、休業3日以内・不休
事故の概要	記述式	（自由記述）
事故の種類	選択式	海中転落、はねられ、はさまれ、まきこまれ、転倒、激突、すべり、つまづき、踏み外し、踏み抜き、飛来、落下、切る、刺す、ひねる、崩壊、流され、転・墜落、火傷、火災、感電、爆発、毒劇物中毒、潜水（溺死・潜水病）、自殺、その他
事故の原因	選択式	気象・海象条件、船体等の不具合、漁労機器等の不具合、作業環境の不具合、作業環境の整理整頓、操業の状態、船体・機関の取扱不良、不自然な作業姿勢・動作、作業者の身体的条件、病気、作業方法の不具合、見張り不十分、不可抗力、その他
傷病の部位及び状態	記述式	（自由記述）
事故発生場所	選択式	陸上、港内、3海里未満（港内を除く）、3-20海里、20-50海里、50海里以上
事故発生時の作業種類	選択式	入出港関係、荷役関係、運搬・運転関係、整備管理関係、調理関係作業、漁労関係作業、漁具漁網取扱、漁獲物取扱、陸上関係作業、種付け・稚魚等作業、養護施設敷設関係、給餌・見回り、出荷時の作業、その他
事故発生時の漁業種類	選択式	底曳網、船曳網、まき網、敷き網、刺し網、釣り、はえ縄、ひき縄、定置網、採介藻、魚類養殖、のり養殖、わかめ養殖、かき養殖、ほたて養殖、その他
その他		
船舶トン数	選択式	1トン未満、1～3トン未満、3～5トン未満、5～10トン未満、10～20トン未満、20～30トン未満、30トン以上
乗組員数	選択式	1人、2人、3人、4人、5人、6人、7人、8人以上

¹ 全国漁業協同組合連合会「労働災害・海難発生状況調査 記入要領」を参考に設定した。

2.1. 事故情報収集の試行実施 事故情報の整理が困難であった項目

- 労災保険とJF共済における支払申請書類¹から直接読み取れる情報を補う形で、漁協保有情報の追加や、漁協の知見に基づく補足を行い、事故情報を整理したところ「事故の原因」については、整理が難しいものが多数みられた。

項目	情報収集方法		不明件数
	労災保険	JF共済	
発生日時			
負傷・発病年月日	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0 件
負傷・発病時刻	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0 件
事業者情報（被雇用者の場合）			
事業者名	支払申請書類に明示	漁協保有情報の追加	0件
事業者の雇用人数	漁協保有情報の追加	漁協保有情報の追加	0件
被災者属性			
性別	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0件
年齢	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0件
事故の概要			
休業日数	事故の概要より推測	事故の概要より推測	0件
事故の概要	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0件
事故の種類	事故の概要より推測	事故の概要より推測	0件
事故の原因	事故の概要より推測	事故の概要より推測	8件
傷病の部位及び状態	支払申請書類に明示	支払申請書類に明示	0件
事故発生場所	事故の概要より推測	支払申請書類に明示	0件
事故発生時の作業種類	事故の概要より推測	事故の概要より推測	0件
事故発生時の漁業種類	事故の概要より推測	支払申請書類に明示	0件
その他			
船舶トン数	漁協保有情報の追加	漁協保有情報の追加	0件
乗組員数	漁協保有情報の追加	漁協保有情報の追加	0件

¹ 労災保険については、「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書 業務災害用・複数業務要因災害用（様式第5号）」をベースに整理した。またJF共済については、全国共済水産業協同組合連合会の定める「事故調査報告書（組合用）」および診断書の記載情報をベースに整理した。

2.1. 事故情報収集の試行実施

事故情報一覧

■ 把握した10件の事故情報は、以下の通り。

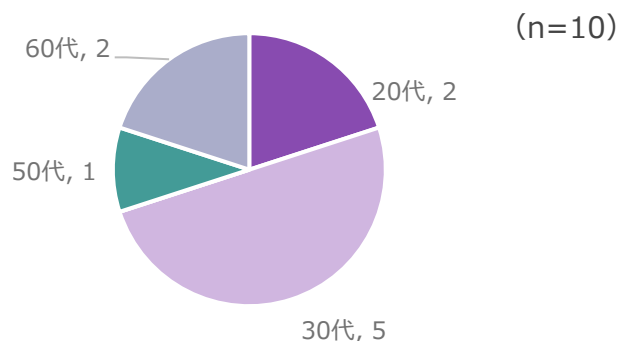
#	発生年月	性別	年齢	被雇用者の別	事故の概要	船舶トン数	乗組員数	漁業種類	発生場所	休業日数	情報源
1	2021年8月	男性	62	被雇用者	定置網漁業の準備のため、漁港内の斜路においてある漁船（0.9 t）を人力で押し、海へおろす作業をしていたところ、急に左足首付近に痛みが出たため立てなくなり、アキレス腱断裂と診断された。	5～10トン未満	9	定置網	陸上	休業1か月以上	労災・JF共済
2	2020年7月	男性	26	自営・家族	船上で刺網を揚網中、網にかかっていたエイの尾のトゲが右手側面に刺さった。	3～5トン未満	3	刺網	海上 (3海里以上20海里未満)	休業3日以内・不休	労災
3	2020年7月	男性	39	被雇用者	定置網漁業の準備のため、網の位置を固定するための土のう袋を岸壁から船に積む作業中、船に積んだ土のう袋の位置をずらすために使用していた手鉤棒（鉤が棒の先端についた漁具）が、突然土のう袋から外れ、そのはずみで鉤部分が右手の甲にあたり裂傷した。	5～10トン未満	9	定置網	港内	休業3日以内・不休	労災
4	2020年5月	男性	69	自営・家族	漁獲物を岸壁に荷揚げ作業中、漁獲物を入れた漁具を引き上げる際に使用するフックが誤って着用していた救命胴衣に引っ掛かり、胸周りが強く締められたために、肋骨を折るケガをした。	3～5トン未満	13	船曳網	港内	休業4日以上1か月以内	労災・JF共済
5	2019年10月	男性	36	自営・家族	沖合にて、漁網が自己所有船のスクリューに巻き付いてしまったため、一旦帰港し船を陸に上げて、スクリューに巻き付いた漁網を除去している際、3～5トン未満左肘をスクリューの羽根に強打した。	3～5トン未満	3	その他	海上 (3海里未満)	休業3日以内・不休	労災
6	2019年2月	男性	30	自営・家族	刺網漁業操業時、沖合の船上で揚網作業中に、刺網に固定されている漁具（鉄製のリング上のもの）が右手の薬指に強打した。	3～5トン未満	3	刺網	海上 (3海里以上20海里未満)	休業3日以内・不休	労災
7	2018年10月	男性	25	自営・家族	沖合の船上で漁労作業中、誤って、ハヤスケ（棒の先端に鉄製の鉤がついた漁業道具）の先端部分を左足で踏み、左足裏に鉄製の鉤が刺さった。	3～5トン未満	3	その他	海上 (3海里未満)	休業3日以内・不休	労災
8	2017年4月	男性	36	自営・家族	刺網漁業操業時、沖合で海中から船に網を揚げる作業中、誤って左足のすねを強打し、擦り傷をおった。	3～5トン未満	3	刺網	海上 (3海里未満)	休業3日以内・不休	労災
9	2016年9月	男性	37	自営・家族	たこ漁業操業時、沖合で船上から海中へたこ箱の投箱作業をしていたところ、海底用漁具固定アンカーの先端部分が左腕前腕部分に接触し、裂傷した。	3～5トン未満	2	その他 (たこ箱)	海上 (3海里未満)	休業3日以内・不休	労災
10	2016年8月	男性	58	被雇用者	沖合で網の設置作業中に、操舵室へ入ろうと片足の状態になった際に、波のうねりで態勢を崩し右ひざをひねった。	5～10トン未満	10	定置網	海上 (3海里以上20海里未満)	休業4日以上1か月以内	労災・JF共済

2.1. 事故情報収集の試行実施 把握した事故情報の基礎情報

■ 本調査にて把握した事故10件についての基礎情報は以下の通り。

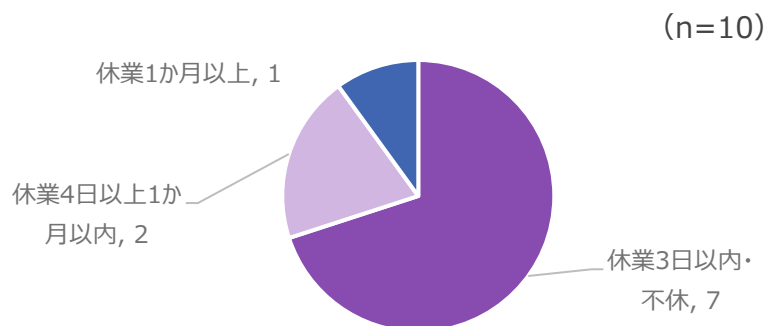
被災者年齢

- 20代・30代で7件を占め、若い人の被災が多かった。



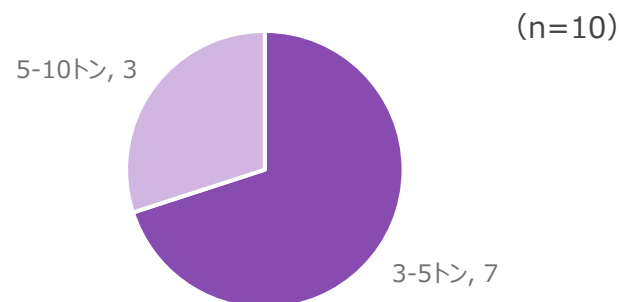
休業日数

- 過去6年で休業4日以上災害が3件発生しており、うち2件は被雇用者の事故、1件は自営業者の事故であった。



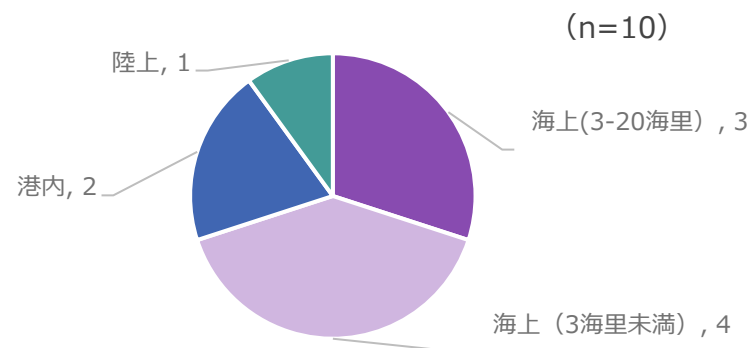
船舶規模

- 船舶規模は5トン未満が7件を占めた。



発生場所

- 多くが海上で発生しているが、陸上や港内でも一定件数が発生していた。



2.1. 事故情報収集の試行実施

主な事故の概要

- 10件のうち、類似の要因や型で複数回起きた事故や、重大事故につながりかねない事故として、以下のような事故があった。こうした事故への注意喚起が必要と考えられる。

1 網を揚げる作業中や、漁具を海中に投入する作業中などに、何らかの原因で漁具が飛来・激突する事故
(10件中3件)

2 動力機械に関する事故
(10件中1件)

事故の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 | 定置網漁業の準備のため、網の位置を固定するための土のう袋を岸壁から船に積む作業中、船に積んだ土のう袋の位置をずらすために使用していた手鉤棒（鉤が棒の先端についた漁具）が、突然土のう袋から外れ、そのはずみで鉤部分が右手の甲にあたり裂傷した。 |
| 2 | 刺網漁業操業時、沖合の船上で揚網作業中に、刺網に固定されている漁具（鉄製のリング上のもの）が右手の薬指に強打した。 |
| 3 | たこ漁業操業時、沖合で船上から海中へたこ箱の投箱作業をしていたところ、海底用漁具固定アンカーの先端部分が左腕前腕部分に接触し、裂傷した。 |

事故の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 | 漁獲物を岸壁に荷揚げ作業中、漁獲物を入れた漁具を引き上げる際に使用するフックが誤って着用していた救命胴衣に引っ掛かり、胸周りが強く締められたために、肋骨を折るケガをした。 |
| 3 | 波浪やその他何らかの影響で、足元不注意や足元のふらつき等が生じた事故
(10件中2件) |

事故の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 | 沖合の船上で漁労作業中、誤って、ハヤスケ（棒の先端に鉄製の鉤がついた漁業道具）の先端部分を左足で踏み、左足裏に鉄製の鉤が刺さった。 |
| 2 | 沖合で網の設置作業中に、操舵室へ入ろうと片足の状態になった際に、波のうねりで態勢を崩し右ひざをひねった。 |

2.1. 事故情報収集の試行実施

調査協力漁協における事故情報の集約・共有に向けた課題・要望

- 労災保険・JF共済をベースに得られた事故情報を全国的に集約・共有する場合の課題・要望について調査協力漁協にヒアリングを行ったところ、以下のような意見が得られた。

全国での集約に向けた
課題・要望

他地域の事故情報に対するニーズ

- ・ 小規模漁協では、個人が特定されてしまうなど組合員との関係性から事故情報をかえって共有しづらいことも考えられる。このため、他地域の事故情報も織り交ぜ、漁船規模や漁業種類、使用する漁具などの単位である程度情報をまとめ、活用できることは望ましい。

休業日数等の重視

- ・ 漁業者にとって安全意識の啓発につながりやすい情報として、休業日数など、操業への影響を示す情報を提供いただきたい。

事務の簡素化

- ・ 事務がより簡便となるよう、労災保険・共済の支払手続をする際に都度報告する、その際に関連書類をアップロードすれば足りるといったような、より簡易な仕組みを検討いただきたい。

2.1. 事故情報収集の試行実施 効果および課題

- 本調査における労災申請書類・JF共済申請書類からの事故情報の把握は、以下の効果や課題が確認できた。

効果

1 現状の枠組みでは把握できていなかった事故も把握可能

- ・ 把握した10件の事故のうち、災害疾病発生状況報告（運輸局）や死傷病報告（厚労省）では把握できない事故が8件あった。
 - ① 経営者・家族従事者の事故で休業3日以内の事故（6件）
 - ② 経営者・家族従事者の事故で休業4日以上（1件）
 - ③ 被雇用者の事故で休業3日以内の事故（1件）※経営者・家族従事者のうち、災害疾病発生状況報告の対象となりうる（船員法適用対象である）事業者はいなかった。
- ・ 経営者・家族従事者の事故で、港内や陸上での事故も3件みられており、こうした港内や陸上での事故も把握できた。

2 漁船規模、乗組員数などの属性情報も活用が可能

- ・ 労災・JF共済の保険支払申請書類からは、必ずしも十分な属性情報等（漁船規模、乗組員数）が得られないが、漁協保有情報を補足することにより把握が可能となる。
- ・ 特に休業日数など事故影響に関する情報は、事業者団体にとっても把握ニーズが高い。
- ・ およその経験年数なども補足できれば、一層の情報の充実を図ることが可能。

課題

1 原因についての詳細情報が不足

- ・ 労災支払申請の観点から記載されたものであり、事故分析調査ではないことから、事故の原因について必ずしも十分な把握が難しい。

（具体例）

- 「たこ漁業操業時、沖合で船上から海中へたこ箱の投箱作業をしていたところ、海底用漁具固定アンカーの先端部分が左腕前腕部分に接触し、裂傷をおった。」
…接触に至った原因（波の影響、滑って転倒した等）の把握が困難

2 事故情報の把握にかかる事務コスト（労災保険）

- ・ 労災保険については、特別加入団体段階では紙ベースでの申請処理をしているため、過去の事故の把握や整理に手間がかかる。都度事故情報を蓄積することを推進することが望ましい。

3 自地域の情報は共有しづらい場合がある

- ・ 事業者団体の規模によっては、組合員との関係性から事故情報を共有しづらく、他の地域の類似の事故情報を織り交ぜて共有できることが望ましい。

2.1. 事故情報収集の試行実施

参考 他制度・既往調査における事故情報との比較

- 今回整理を行った項目と、運輸局・厚労省における把握項目を比較すると、一部相違があるものの、事故の概要については概ね同等の情報を把握できている。

項目	他制度・既往調査		
	運輸局 災害疾病発生状況報告 船員の休業3日以上災害	厚労省 死傷病報告 労働者の休業4日以上災害	全国漁業協同組合連合会 労働災害・海難発生状況調査
(報告対象)	船員の休業3日以上災害	労働者の休業4日以上災害	—
発生日時			
負傷・発病年月日	○	○	○
負傷・発病時刻	—	○	○
事業者情報（被雇用者の場合）			
事業者名	○	○	—
事業者の雇用人数	○	○	—
被災者属性			
性別	—	○	○
年齢	—	○	○
経験年数	—	○	—
国籍	○	○	—
身体障害	○	—	—
事故の概要			
休業日数	○	○（休業見込日数）	○
事故の概要	○（自由記述）	○（自由記述）	—
事故の種類	△	△	○（海難含む）
事故の原因	○	○	○（海難含む）
傷病の部位及び状態	○（傷病名）	○（傷病名・傷病部位）	—
事故発生場所	○	○	○
事故発生時の作業種類	○	○	○
事故発生時の漁業種類	△	△	○
その他			
船舶トン数	○	—	○
乗組員数	○	—	○
再発防止策	○	—	—
下船・退職等	○	—	—

…本調査で情報整理
を行っていない項目

○…記入項目となっているもの
△…記入項目となっていないが、他
の項目から整理が可能と考えら
れるもの

2.1. 事故情報収集の試行実施 組合員向け啓発資料の作成・展開

- 試行実施により収集した事故情報をふまえ、組合員向けに啓発資料を作成し、調査協力漁協において配布・掲示を行った。

操業中の事故が発生しています

当漁協では、以前より労災保険の加入促進運動に取り組んでおり、多くの方に、万が一の際の安心のため、労災保険に入っていただいています。

その労災保険の支払申請を活用して、過去6年間の当漁協の事故の発生状況をまとめました。（出典はいずれも当漁協調べ）

当漁協における事故（過去6年間）発生数



Point

毎年1～3件の事故が発生しています。

当漁協において発生した事故（過去6年間）の休業日数



Point

休業が必要となるような、影響の大きい事故も多く起きています。

対策に取り組みましょう

過去6年間で発生した事故のなかからは、以下のような事故がみられています。

事故が発生すると、家族や仲間にも影響が出たり、休業せざるをえなくなる場合もあります。

今後の事故防止に向けて、対策に取り組みましょう。

事故例1 漁具が飛来・激突する事故

対策

手鉤棒や鉤などが、海に投入するときや引き上げるときの事故は、特に多く発生しています

⚠ 手などに飛来・激突



- ✓ 安全手袋の使用
- ✓ 安全靴や、靴裏の丈夫な長靴の使用
- ✓ 漁具を投入したり引き上げるときは、慎重に
- ✓ 足元に注意・足元の整理整頓

事故例2 フックが服にひっかかる事故

対策

水揚げの際、動力機械（クレーン）のフックが動力機械の救命胴衣に引っかかり、骨折する事故が起きています。動力機械の事故は、重大な事故につながりやすく、特に注意が必要です。

⚠ 服へのひっかかり



- ✓ 水揚げの際など、動力機械を使うときは特に慎重に操作する
- ✓ 機械を動かす人と、周囲にいる人との間で声かけや合図をする
- ✓ 救命胴衣の紐などは遊びのないようにしっかり締める

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施 アンケート設問（1/2）

■ 漁協の支所・出張所等（7地域）の職員¹に対し、アンケートを実施した。アンケート設問は以下の通り。

アンケート設問項目

1	事故情報の把握状況について
1-1	漁業者の方が事故にあわれた際に、労災保険やJF共済の申請を通じて以外に、漁業者の方が事故にあわれたことを把握される手段がありますか。把握されるきっかけをご教示ください。
1-2	労災保険やJF共済の申請を通じて以外に把握された事故情報について、現状、何らか記録をとられていますか。
1-3	おおむね過去2年間で、労災保険やJF共済に係る事故以外の事故情報について記録として残っているものは、何件ありますか。
2	事故情報項目について
2-1	過去1年間（R2.4.1-R3.3.31）に発生した事故がある場合には、【別紙1】に、どのような事故だったかを記入してください。
2-1	過去1年間（R2.4.1-R3.3.31）で発生した事故がない場合には、【別紙2】に、過去に把握された事故を念頭に、今後事故を把握した場合に把握が可能と思われる項目に○をつけてください。
2-2	記入が難しい項目について、どのような工夫をすれば把握することが出来るか、ご教示ください。
2-3	別紙に上げている項目以外に、把握が可能な情報があればご教示ください。
3	今後の事故情報の収集について
3-1	今後、漁協様で把握された事故情報をご報告いただき、全国で集計・活用するとした場合の要望があればご教示ください。

【別紙1】【別紙2】における確認項目

…以下14項目について、【別紙1】では実際の事故情報を記載、【別紙2】では把握が可能と思われる項目に○をつける
…このほか【別紙1】では事故の状況について自由記述

#		項目
1	A	発生年
	B	発生月・日
2	A	発生時刻（午前・午後）
	B	発生時刻
3		性別
4		事故発生時の年齢
5		死亡及び負傷の程度
6	A	労災の種類
		その原因
	B	海難の種類 ²
		その原因
7		事故発生場所
8		事故発生時の作業種類
9		事故発生時の漁業種類
10		漁船規模
11		乗組員数
12		労災保険加入の有無
13		労災保険適用対象
14		任意の民間保険加入の有無

¹ 1漁協の7支所・出張所より各1名ずつ、日ごろ組合員と港で顔を合わせるなど、組合員である漁業者の事故情報などが身近に入りやすい方を選定、回答いただいた。またアンケート手法は、書面・電話にて実施した。

² 海難事故については、人の死傷を伴うものについて記入を依頼した。

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

アンケート設問（2/2）【別紙1】【別紙2】における回答方法

#	項目	内容（記述式/選択式） ¹
1	A 発生年	選択式 令和2年、令和3年
	B 発生月・日	記述式 X月X日
2	A 発生時刻（午前・午後）	選択式 午前・午後
	B 発生時刻	記述式 X時頃
3	性別	選択式 男性、女性
4	事故発生時の年齢	選択式 10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代以上
5	死亡及び負傷の程度	選択式 死亡・行方不明、永久全労働不能、永久一部労働不能、休業3か月以上、休業1か月以上、休業8日以上、休業4日以上、休業なし
6	A 労災の種類	選択式 海中転落、はねられ、はさまれ、まきこまれ、転倒、激突、すべり、つまづき、踏み外し、踏み抜き、飛来、落下、切る、刺す、ひねる、崩壊、流され、転・墜落、火傷、火災、感電、爆発、毒劇物中毒、潜水（溺死・潜水病）、自殺、その他、不明
	その原因	選択式 気象・海象条件、船体等の不具合、漁労機器等の不具合、作業環境の不具合、作業環境の整理整頓、操業の状態、船体・機関の取扱不良、不自然な作業姿勢・動作、作業者の身体的条件、病気、作業方法の不具合、見張り不十分、不可抗力、その他、原因不明
	B 海難の種類	選択式 衝突、乗揚げ、機関故障、浸水、転覆、推進器障害、かじ故障、その他、不明
	その原因	選択式 気象・海象条件、船体等の不具合、漁労機器等の不具合、操業の不具合、船体等の取扱不良、作業者の身体的条件、病気、見張り不十分、連絡等不十分、不可抗力、その他、原因不明
7	事故発生場所	選択式 陸上、港内、3海里未満（港内を除く）、3-20海里、20-50海里、50海里以上
8	事故発生時の作業種類	選択式 入出港関係、荷役関係、運搬・運転関係、整備管理関係、調理関係作業、漁労関係作業、漁具漁網取扱、漁獲物取扱、陸上関係作業、種付け・稚魚等作業、養護施設敷設関係、給餌・見回り、出荷時の作業、その他
9	事故発生時の漁業種類	選択式 底曳網、船曳網、まき網、敷き網、刺し網、釣り、はえ縄、ひき縄、定置網、採介藻、魚類養殖、のり養殖、わかめ養殖、かき養殖、はたて養殖、その他
10	漁船規模	選択式 1トン未満、1～3トン未満、3～5トン未満、5～10トン未満、10～20トン未満、20～30トン未満、30トン以上
11	乗組員数	選択式 1人、2人、3人、4人、5人、6人、7人、8人以上
12	労災保険加入の有無	選択式 加入、未加入
13	労災保険適用対象	選択式 強制加入対象、任意加入対象、特別加入対象（一人親方、家族従事者）
14	任意の民間保険加入の有無	選択式 加入、未加入

¹ 上記については、全国漁業協同組合連合会「労働災害・海難発生状況調査 記入要領」を参考に設定した。

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

Q1-1,1-2,1-3関係

- Q1-1では、漁船保険の活用や、地域の漁業者からの情報を挙げる声がいずれも複数あった。

1 事故情報の把握状況について

1-1 漁業者の方が事故にあわれた際に、労災保険やJF共済の申請を通じて以外に、漁業者の方が事故にあわれたことを把握される手段がありますか。把握されるきっかけをご教示ください。

主に、「漁船保険」の活用、「大きな事故については、地域の漁業者からの伝聞情報」との意見が多くを占めた。
（主な意見）

- ・ 漁船の損害を伴うものであれば、漁船保険の支払申請にて把握が可能だが、そのうち人の死傷を伴うものは少ない。
- ・ 当事者からの報告や、その地区の漁業者からの伝聞情報などによる把握が可能だが、大きな事故に限られる。

1-2 労災保険やJF共済の申請を通じて以外に把握された事故情報について、現状、何らか記録をとられていますか。

いずれの支所等も、記録を取る仕組みとなっているものは、漁船保険支払申請書類のみとの回答であった。

1-3 おおむね過去2年間で、労災保険やJF共済に係る事故以外の事故情報について記録として残っているものは、何件ありますか。

以下の回答があった。

- ・ 漁船保険支払申請書類（人の死傷を伴うもの）（1件）
- ・ 弔電発出決済の履歴（1件）

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

Q2-1,2-2関係：過去1年間で事故があったと回答したケース（1/2）

- 過去1年間で事故があったと回答したのは2支所で、計2件の事故情報の提供があった。うち1件は漁協の伝聞情報により把握したもの、もう1件は漁船保険の支払申請のあった案件の振り返りにより把握したものであった。

過去1年間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の間に発生した事故

支所	事故の把握方法	死亡及び負傷の程度	被災者の属性	【別紙1】の記入に加え、自由記述いただいた事故の概要	備考
A支所	漁協職員による伝聞情報	死亡事故	家族経営・一人親方	離れた小島にフジツボ等を取りに行き、病気・発作の有無など原因はわからないが、溺死して発見されたもの。海に転落したと推定される。	
B支所	漁船保険の支払申請書類より把握	休業8日以上災害	家族経営・一人親方	素潜り量の最中に、漁場に向かう漁船にはねられ首を痛めた。	漁船保険の対人損害賠償の適用対象となったもの

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

Q2-1,2-2関係：過去1年間で事故があったと回答したケース(2/2)

- 【別紙1】の各項目の記入割合は以下の通り。労災保険関係の記入率が低いほか、死亡及び負傷の程度についても、今回は把握ができたものの、把握ができない場合も想定される旨のコメントがあった。

【別紙1】の各項目の記入割合と記入が難しいとの意見

#		項目	Q2-1	Q2-2関係	
			記入割合	記入が難しいとの意見	把握に向けての意見
1	A	発生年	2/2	• 今回は死亡事故のため記入ができたが、休業日数の把握は通常困難 • 漁船保険申請を伴う事故で、かつ漁船保険上、損害賠償額の算定のために休業日数を聞き取っていたため判明したが、そのような根拠資料がなければ把握は困難	死亡及び負傷の程度や、労災加入状況などは、漁協自身の事業に関する業務ではなく、積極的な把握は難しい。 用語の意味の明確化を行ってほしい。
	B	発生月・日	2/2		
2	A	発生時刻（午前・午後）	2/2		
	B	発生時刻	2/2		
3		性別	2/2		
4		事故発生時の年齢	2/2		
5		死亡及び負傷の程度	2/2		
6	A	労災の種類	2/2	• 死亡後の発見であり、原因不明	
		その原因	1/2		
	B	海難の種類	—		
		その原因	—		
7		事故発生場所	2/2	• 漁協として労災の取扱いがないため把握が難しい	
8		事故発生時の作業種類	2/2		
9		事故発生時の漁業種類	2/2		
10		漁船規模	2/2	• 用語の意味が十分に理解できなかった	
11		乗組員数	2/2		
12		労災保険加入の有無	1/2	• 今回は漁船保険支払申請書類上記載があったため把握ができたが、通常は把握が困難	
13		労災保険適用対象	1/2		
14		任意の民間保険加入の有無	1/2		

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施

Q2-1,2-2関係：過去1年間で事故がなかったと回答したケース

- 過去1年間で事故がなかったと回答したのは5支所等であり、【別紙2】への回答状況は以下の通り。事故の原因や労災保険関係の項目の記入率が低いほか、項目や選択肢の用語の定義に関する記入のしづらさについても意見があった。

【別紙2】の各項目の記入割合と記入が難しいとの意見

#		項目	Q2-1	Q2-2関係	
			記入割合	記入が難しいとの意見	把握に向けての意見
1	A	発生年	5/5	• 生年月日までわからない組合員も一部存在	漁協自身の事業に関係しない事項は、積極的な把握は難しい。 用語の意味の明確化や、よりわかりやすく選択しやすい選択肢構成としてほしい。
	B	発生月・日	5/5		
2	A	発生時刻（午前・午後）	5/5	• 伝聞情報では事故の概要まで把握できるかわからない • 「労災」との言葉が、労働者ではないため違和感がある。また各選択肢について、定義がわからず選択が難しい	
	B	発生時刻	4/5		
3		性別	4/5		
4		事故発生時の年齢	4/5		
5		死亡及び負傷の程度	4/5		
6	A	労災の種類	4/5	• 伝聞情報では、原因まで把握できるかわからない	
		その原因	1/5		
	B	海難の種類	4/5	• 「海難」の範囲がわかりにくい（船舶事故を指すのか、死傷を含むものに限定するのか）。 • 原因まで把握できるかわからない	
		その原因	2/5		
7		事故発生場所	5/5		
8		事故発生時の作業種類	3/5		
9		事故発生時の漁業種類	5/5		
10		漁船規模	5/5	• 漁協として労災の取扱いがないため把握が難しい	
11		乗組員数	4/5	• 用語の意味が十分に理解できなかった	
12		労災保険加入の有無	0/5	• JF共済以外は把握が困難	
13		労災保険適用対象	0/5		
14		任意の民間保険加入の有無	0/5		

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施 Q2-3、3-1関係

- Q2-3については特段新たな項目は挙げられなかった。
- Q3-1関係では、以下のような意見があげられた。

2-3	別紙に上げている項目以外に、把握が可能な情報があればご教示ください。
-----	------------------------------------

特になし

3	今後の事故情報の収集について
---	----------------

3-1	今後、漁協様で把握された事故情報をご報告いただき、全国で集計・活用するとした場合の要望があればご教示ください。
-----	---

- 事務的には出来るだけ簡略化されることが望ましい。
- 海難事故については、船舶事故として漁船保険から把握できると考えられるため、そちらから人の死傷を伴う事故も把握する仕組みとすることがより効率的・正確ではないか。
- 「労災」「海難」や、「労災の種類」の内訳など、用語の定義を明らかにしてほしい。
- 収集したデータをどのように活用するのかを示してほしい。

2.2. その他の事故情報収集体制構築に向けたアンケートの実施 まとめ

- 労災・共済のほかに活用しうるデータソースとして回答のあった、「漁船保険の活用」と「漁協における伝聞情報」による把握について、課題等は以下の通り。

各データソース活用に向けた課題

漁船保険	・ データソースの範囲 : 人の死傷事故に着目したものではないため、死傷事故の情報が把握できない可能性がある。 ・ 労災保険加入の有無 : 支払申請書類に記載がなければ把握が難しい
漁協における 伝聞情報による把握	・ データソースの範囲 : 大きな事故に限られる ・ 原因 : 把握が困難となりやすい可能性 ・ 労災保険加入の有無 : 漁協が特別加入団体となっていない場合等には、把握が難しい

その他

事故情報整理時の留意点	本アンケートにて依頼した項目・回答方法（p.37）に沿って事故情報の整理を行うにあたり、特に以下について、定義の明確化が必要、わかりづらい等の意見があった。 ・ 「労災」「海難」に関する定義の明確化が必要 ・ 労災の各選択肢が選びにくく、具体例等が必要 ・ 労災保険適用対象の各選択肢についての用語説明が必要
-------------	---

2.3. 今後の事故情報の収集・活用に向けた検討 各データソースのまとめ

- 家族経営・一人親方の事故情報の収集・活用の強化にあたり、今後活用が考えられるデータソースの特長をまとめると以下の通り。

把握可能範囲		主な課題											
運輸安全委員会報告	<table><tr><th colspan="2">事故の程度</th></tr><tr><th>重大</th><th>軽微</th></tr><tr><td>海上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>港・陸上</td><td></td><td></td></tr></table>	事故の程度		重大	軽微	海上			港・陸上			家族経営・一人親方の事故は、海上保安庁や消防等に通報のあった情報や、報道された情報などに限られる	収集・活用済のデータ
	事故の程度												
	重大	軽微											
	海上												
港・陸上													
労災保険／民間保険	<table><tr><th colspan="2">事故の程度</th></tr><tr><th>重大</th><th>軽微</th></tr><tr><td>海上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>港・陸上</td><td></td><td></td></tr></table>	事故の程度		重大	軽微	海上			港・陸上			- 加入率について地域差がみられる可能性 - 原因など把握しづらい	
	事故の程度												
	重大	軽微											
	海上												
港・陸上													
漁船保険	<table><tr><th colspan="2">事故の程度</th></tr><tr><th>重大</th><th>軽微</th></tr><tr><td>海上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>港・陸上</td><td></td><td></td></tr></table>	事故の程度		重大	軽微	海上			港・陸上			人の死傷事故に着目したものではないため、死傷事故の情報が把握できない可能性がある。	
	事故の程度												
	重大	軽微											
	海上												
港・陸上													
漁協における伝聞情報による把握	<table><tr><th colspan="2">事故の程度</th></tr><tr><th>重大</th><th>軽微</th></tr><tr><td>海上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>港・陸上</td><td></td><td></td></tr></table>	事故の程度		重大	軽微	海上			港・陸上			- 比較的大きな事故に限られる可能性 - 原因など把握しづらい - 漁協の協力が必要	
	事故の程度												
	重大	軽微											
	海上												
港・陸上													
			現状、未活用 のデータ										

2.3. 今後の事故情報の収集・活用に向けた検討 活用の方向性と効果・課題

- 事故情報の把握・活用は、各地域における事故情報の収集・活用と、全国単位で集約した上での活用の2つが考えられるが、それぞれの期待される効果と検討課題は以下の通り。

各地域における事故情報の収集・活用

(収集方法の例)	期待される効果	検討課題 ¹
各地域の事業者団体等において、活用しやすいデータソースを選択し、〇年に1回など定期的なとりまとめを行い共有	・ 漁業者にとってより身近なところにおける事故情報を共有することで、安全意識が醸成されやすい。	・ 小規模な事業者団体では、活用しようとする情報が個人が特定されてしまうおそれ ・ 事故情報を把握の都度記録するなど、把握の事務コストを減らすことが望ましい

各地域の情報を集約し、全国単位で活用

(収集方法の例)		
各地域の事業者団体等より、活用可能なデータソースからの情報提供を依頼	・ 被災者の属性情報や事故の経過などについて事業者団体に補足してもらった上で報告してもらうことで、より正確な事故情報の把握が可能となる／分析の可能性が広がる ・ 家族経営・一人親方についても、伝聞情報なども含めて集めることで、重大な事故の網羅性を高めることができる ・ 地域間で情報を共有・活用できる	・ 事業者団体の協力に依存するため、随時の報告受付やわかりやすい調査項目とするなど、負担の少ない形式を検討する必要がある ・ 複数のデータベースを活用するには、名寄せするなど情報の重複排除が必要
厚生労働省と連携し、全国的な労災申請情報から事故情報を把握	・ （労災を例にとった場合）現状では把握が困難な家族経営・一人親方の傷害事故などの収集が可能 ・ 地域間で情報を共有・活用できる	・ （労災を例にとった場合）加入率が限定的であることや、支払申請書類の記載内容から得られる情報が限定される ・ 名寄せによる重複排除など、他のデータベースとの連携方法を検討する必要

¹ このほか、いずれの場合にも共通する検討課題として、労災／民間保険や漁協による伝聞情報による把握などに基づく事故情報は、特に原因の把握が困難となっていることから、原因分析に向けた事故調査の機会などを別途設けていくことが必要と考えられる。